

調 査 嘱 託 申 出 書

原 告 ○ ○ ○ ○
被 告 ○ ○ ○ ○

上記当事者間の御庁令和○年（家ホ）第○○○号○○○○請求事件について，原告（被告）は，下記のとおり調査嘱託の申出をする。

令和 年 月 日
原告（被告）代理人 ○ ○ ○ ○ 印

大阪家庭裁判所家事第3部人事訴訟○○係 御中

記

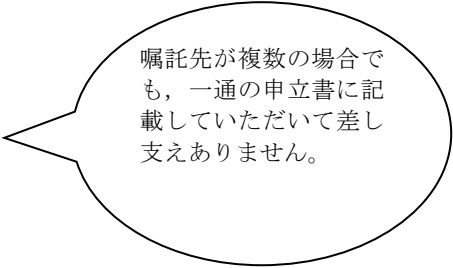
1 証すべき事実

（例）

財産分与の対象となる夫婦共有財産の範囲を明らかにするため。

2 嘱託先

- (1) 〒○○○-○○○○ 大阪市○○区…
 ○○銀行○○支店
- (2) 〒○○○-○○○○ 大阪府○○市…
 ○○銀行○○支店



3 嘱託事項

別紙のとおり

別紙 嘱託事項(〇〇銀行〇〇支店分)

(例)

下記名義の預貯金(普通預金(通常貯金), 定期預貯金, 定額預貯金, 積立預貯金等,
預貯金の種別を問わず一切の口座(解約されたものを含む。))の, 令和〇年〇月〇日から
令和〇年〇月〇日までの入出金状況

記

氏 名 〇〇〇〇(よみがな)
旧 姓 〇〇〇〇(よみがな)
生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日生
現 住 所 大阪市〇〇区…
旧 住 所 京都市〇〇区…
旧 々 住 所 東京都〇〇区…

期間は, 別居日等を基準
に一定年数遡った期間と
する等, 必要な範囲に限
定してください。

秘匿情報がある場合は「大
阪家庭裁判所人事訴訟係か
らのお願い」をご覧ください。

※金融機関の全支店に対する照会や長期間の
履歴照会といった探索的な調査嘱託は採用し
ていません。

大阪家庭裁判所家事第3部人事訴訟係からのお願い

1 探索的な調査嘱託は、原則、認められません。

2 秘匿情報がある場合

調査嘱託を行うと、秘匿情報が回答書に表れる可能性があります。(回答書は、すべて事件記録に編綴し、民事訴訟法91条により閲覧謄写の対象となります。)

秘匿情報保護を申し出た当事者が自ら任意で取り寄せ、秘匿情報部分をマスキング処理した上で書証として提出する等の方法も検討してください。

3 調査嘱託申立書の記載について

調査事項には、氏名(旧姓)、よみがな、生年月日、住所(旧住所、旧々住所)等、特定に足りる事項を誤記のないよう記載してください。これらが一致しないと回答しない、又は該当なしとして回答する金融機関等があります。

4 同意について

調査対象者の同意がないと回答しない金融機関等があります。審理の進行促進のため、事例に応じて、同意書の作成に協力してください。作成例は別紙のとおりです。

5 次のものを提出してください(お願い)

- (1) 郵便切手 964円分 ※下記①と②のセットに嘱託先の数を乗じた分
(内訳 ①(嘱託送付用セット)100円×3枚, 82円×1枚, 10円×1枚
②(回答返送用セット)100円×5枚, 10円×7枚, 2円×1枚)
- (2) 嘱託先の宛名ラベル
- (3) 別紙嘱託事項のクリーンコピー
(嘱託先を明示し、嘱託先ごとに分けて1枚ずつ提出してください。)

6 回答書の到着後

回答書が揃ったらご連絡しますので、必要な場合は、当係あてに閲覧謄写の申請をしてください。

調査嘱託の回答書は、裁判所が口頭弁論に顕出することにより裁判資料となるため、当事者が改めて書証として援用する必要はありません。

(別紙 作成例)

同意書

御中

大阪家庭裁判所より貴行に対し調査嘱託がなされている件(事件番号 大阪家庭裁判所令
和 年(家ホ)第 号)について、下記口座の開示に同意します。

記

口座名義
口座種別
口座番号
()

令和 年 月 日

氏名 印